

大阪市障がい者施策推進協議会部会 第1回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成28年9月2日（金）

午前10時00分から午前12時00分

場所：大阪市役所 第11会議室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：おはようございます。まだまだ暑い中朝早くからお集まりいただきありがとうございます。これまでどおり活発なご意見をいただきたいと思っておりますが、時間の都合もございますので円滑な運営にもご協力いただきたいと思っております。

早速ですけれども、本題の議事に従って審議の方進めていきたいと思っております。審議の進め方ですけれども、本日につきましては8つ、その他まであるんですが、はじめに議題1・2・3・4、各区地域自立支援協議会の開催状況についてから、指定相談支援事業の実施状況についてまでの報告をまず事務局にさせていただいて、その後その報告についての審議をしていただく。そのあと、今日の本題と言っても良いと思うんですが、5番の障がい者相談支援にかかる検討課題についての審議をいただき、その次に6番目の地域生活支援拠点等の整備について、このあたりも非常に重要な課題の一つになっていると思いますけれども、審議をいただく。それから7番目の区地域支援調整チームからの意見に関する回答について、区からいろんな意見をあげていただいておりますけど、その回答についての審議をいただき、その他については説明をいただいているということで考えております。それでは早速ですけれども、議題の1番から4番までの報告をお願いしたいと思います。

西端障がい福祉課長：【資料1-1、1-2について説明】

春木基幹相談支援センター副所長：【資料2-1、2-2について説明】

西端障がい福祉課長：【資料3-1、3-2、3-3、資料4について説明】

石田座長：ありがとうございました。ただいま事務局のほうから議題1から4までの報告をしていただきました。各議題について、委員からご意見、ご質問がありましたら挙手をしていただいて、マイクを使って、お名前をおっしゃっていただいてからご意見、ご質問をお願いします。

鳥屋委員：自立生活支援センターあるの鳥屋です。各区の自立支援協議会で専門部会が

設置されたところが増えていると、相談支援部会が増えているというのが特色だと思うんですけども、私たちのところでも地域当事者部会ということで、当事者が、自立支援協議会の中で、どれだけ当事者の声が反映されているのか、一番大事なところだと思うんですけども、このあとは当事者部会を各区にどう設置していけるのか、それに向けては市としてどんな応援ができるのか、とか、より当事者の声というのが自立支援協議会をはじめ地域の中に反映されるような、当事者も地域のなかにそういう集まりがあるということを認識できて、自分たちも地域に取り残されることもなく、地域の1人であることができるような自立支援協議会をめざしてほしいですけど、その辺大阪市として当事者部会に対して何か考えていることがあるか、あれば教えてほしい。

石田座長：はい。事務局の方でよろしいでしょうか。

西端障がい福祉課長：今委員からご意見がありましたとおり、各区の自立支援協議会、当事者部会がいくつか設けられているところがございます。趣旨は今委員がおっしゃったとおりということで、ご意見をいただいて、各区でどういった当事者部会として運営しているのか、そういったことを集約しながら、また先ほど申し上げたとおり担当者の連絡会議もしますので、そういったところで情報交換を活発にさせていただいて、進めていきたいと思っております。

石田座長：はい。よろしいでしょうか、ひとつは基幹相談支援センターでもピアカウンセラーの養成講座とかもしていますよね、そういったあたりとのつながりとか、修了された方がどこでどうしておられるのか、そういったことも重要な、おいかけていく、どう定着していただくのかもあると思います。他に。

古田委員：地域移行の実態をもう少しわかりやすくいただきたいんですけども、あとでも出てきますけども地域移行の数が昨年度は40人となっていたり、地域移行支援の利用者が17人、今回の半年間でいったら地域移行支援が11人ですよね、でも基幹相談支援センターのコーディネートが300件というのは、どんなことをカウントしているのかなど、施設から相談があったらカウントしているのか、それは違いうらうなと思っておりますので、基幹相談支援センターでどんな業務をやっていて、それをどうカウントしているのかと、地域移行の実数の内訳をもう少しちゃんと示すべきだと思いますが、いかがですか。

春木基幹相談支援センター副所長：今、古田委員からのご質問の、基幹相談支援センターの地域移行に関しての相談件数が非常に大きいと、どういうふうになっているのかについてお答えさせていただきます。基幹相談支援センターにつきましては、件数計上につきましては、ご相談があるごとに、相談記録票というものを、あらゆる相談・お問い合わせに対して作っております。そういうやり方に基づいて集計させていただいているの

ですが、同じ方、同じ案件、同じ施設等からの問合せについても、それごとに相談記録票を作りまして、記録をとっているということで同じ方からの問合せについても1回あれば1件ということで、延べ件数ということで集計させていただいております。

一番多いのは、やはり施設から、こういう方がおられて地域移行したいというふうな希望があるというお問い合わせに対して、そういうニーズに答えられる受け入れ事業所があるのかとか、というお問い合わせが非常に多くございます。ただ個々の方の状態等々により、簡単に受け入れ施設が見つかるということではございませんし、地域移行についてはやはりそういう支援体制がどう構築されるのかということが非常に大事になってまいりますので、そういうふうなこともございまして、いろんなご相談、それは同じ方からの問合せについてもお聞きしてアドバイスなり、情報提供、コーディネートをやっているというのが状況でございます。

古田委員：実際に、どういうふうに繋いでいって、誰が地域移行できたのか、というようなどころまでちゃんと示していただいて、地域移行のしたケースでどういうふうな取り組みをしているのかを示さないと、これやったらかなり進んでいるなど見えるので、1回市も見てくださいませんかと思っております。内容についてしっかり示してください。あと相談支援部会を設置していない区は4区だけですか、24区中4区が相談支援部会がまだということで、これについては急ぎで取り組んでいただきたいということです。

石田座長：その他の地域移行支援については、この次の議題に入っていますので、5番目の議題の中でお話いただければと思います。他に何かご意見ありますか。

加藤委員：区の相談支援センターの自己評価なんですけども、毎年同じような書式でやっておられますけども、一応自立支援協議会で報告するんですけども、もう一つ報告しても評価が出席者からそれほどあるというわけでもなく、もう少し自己評価という方法だけじゃなく、もう少しわかりやすいというか、相談支援センターのほうも、頑張っているかなあかんなどという気持ちになるというか、そういう評価の仕方というものも、毎年同じということではなく考えていく必要があると思うんですけども、その辺市のほうで、一定違う方向について、やれば良いというものでもないと思うんですけども、お考えがあるかどうかということをお聞きしたいのと、それから、指定相談支援、39.5%とまだまだ低い数値かなあと思うんですけど、セルフプランがかなり多いなということですけど、基本的には相談支援事業所がもっと増えないといけないということだとは思いますが、相談支援事業所部会も増えている中で、そういう中で増えていることが多いのかとも思うのですが、区と相談支援センターがもう少し連携して、だんだんセルフプランを少なくしていくということをやっていくと、今の状況でももうちょっとセルフプランを減らしていける部分もあると思うんですけども、もうちょっと行政と相談支援センターの連携についてとか、市のほうからもう少しこういうふうにして欲しいとかいうふうなことを言っていただくのは難しいんでしょうか。

石田座長：2点あります。一つは自己評価の方法ですね、もう一つは計画相談支援をもう少し利用率を上げていけないかということですね、2点についていかがでしょうか。

西端障がい福祉課長：評価については、継続して評価していくということも大切だと思っているんですけども、私ども自己評価につきましては、各区の方にもですね、24区に出向かせていただいて、そこでいろいろ各センターの持っている課題もお聞かせいただいて、いろいろ話をするなかで問題意識の共有化といいますか、努めているつもりですけども、そういう過程のなかで、もっとやる気を持ってもらえるようなことを、これからも努めてまいりたいと思っております。もっとどう自立支援協議会のほうに24区の評価を移していけるかについてのご意見だと思うんですけども、その辺は検討して改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。あとセルフプランが大阪市として計画相談支援のボリュームに比較してかなりのウエイトを占めているというのは、私どもも大きな問題であると認識しておりまして、これについて、従前からどうしていくべきかということについていろいろ議論しているんですけども、その中で進めているのは、区と自立支援協議会と区のセンターと連携して立ち上げ説明会、その説明会の説明資料について昨年、基幹相談支援センターの方でも一定形をつくりながら、実施しやすいように進めているんですけど、そういった取り組みを継続してやっていくことが必要と考えております。あと先ほど申し上げたとおり、質の方のスキルアップも重要な課題であると思いますので、引き続き基幹相談支援センターを通じての研修等に取り組みながら、そういう過程を通して、きちんとした連携をつくりながら進めていきたいと思っております。

船戸委員：加藤委員の質問と重なると思うんですけども、各地区の一同に介して説明すると同時に、発表会みたいなものをやらずことで、あそこがこういうことをやっているのなら、うちもしないといけないとい風に刺激になる、そういうことは計画されていないですね。1回くらいそういったことを考えて、各区の違いを全区知っていただくと同時に成功例を紹介するような機会があればもうちょっと進むん違うかなと思います。

石田座長：ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。評価のことで言いますと評価の方法とかもありますので、そういったやり方もあると思いますので、そういったことも話ができればと思います。

岡委員：単純に資料3-3の住之江区センターの相談の内訳がゼロになっているので資料を訂正していただきたいということと、自立支援協議会の活性化なんですけども、非常にうち法人として港区と西成区とやっているんですけども、活性化の最終的なゴールがなかなか見えない、描けないので、その辺はどこに設定するのかを大阪市としてきちっと出していただきたいということと、あとは各区において地域支援システム図という各区の機能があると思うんですね、自立支援協議会がどう位置づけられているかによって、

区の力の入れ方が違うというか、また自立支援協議会と同じような機能をもった部会が区の中に存在していて、従来そちらの方が歴史が長いので、そちらのほうをすごく力を入れてやっているとか、実態とかもあって、自立支援協議会を各区のセンターがやろうとするんだけど、ただ区としてはどちらにウエイトを置くのかという課題もあって、その辺は区のセンターとしては板ばさみになってしまうこともあるので、大阪市として各区の中で、障がい者施策に取り組んでいく体制で、どういった位置づけになっているのかということ、ちゃんと確認していただいたうえで、各区の状況に応じた障がい者自立支援協議会を作っていく必要があるんじゃないかなと感じています。

石田座長：ご意見ということですのでよろしいですかね。実際の区のセンターと自立支援協議会の実質的な関係性、いうこともそういったことについても把握しておくほうが良いのではないかということです。

鳥屋委員：基幹センターの相談件数のところで 363 件と出ていたのですが、例えば私も都島区の方では、委託のほうで相談件数約 1000 件、計画相談で約 1000 件、年間 2000 件くらいの件数があるんですけども、それからすると 363 件というのがどうなのかということ、その内訳として直接本人が 104 件ですか、前回の自立支援協議会の中でも、直接本人からのオープンに相談受けていません、多くは早川福祉会館の中で利用された方で声かけられるみたいなのがほとんどと言われていたと思うんですが、それを抜いたとしたら 260 件くらいだとすれば、年間それくらいというのは本当にどうかなということなんです。

それと前回の自立支援協議会の中で、触法障がい者の地域移行の仕組みで基幹センターも関わっていくという話があったと思うんですけど、今回の報告、昨年度報告ということでここに入っていないのかと思うんですけども、今回の自立支援協議会の中で、この半年の中で、基幹相談支援センターが触法障がい者の地域移行に関わったのがどんな感じだったのか、多少は触れてもらえるのなら触れてもらえたらなど、この4月から始まった差別解消法の、区や区センターからの相談があったのかどうか、また内容、件数についても触れてもらえるなら触れてもらいたいと思います。

石田座長：それでは基幹相談支援センターの方から手短にお答えいただいてもよろしいでしょうか。

春木基幹相談支援センター副所長：今のご質問の答えをさせていただきます。件数の計上ということですが、ご本人からのご相談が多いということになっています。基本的に基幹相談支援センターについては区障がい者相談支援センターの後方支援という位置づけになっていますので、まず各相談支援については区センターが窓口になるのかなど、そこからの依頼もありますが、直接ご本人からお問い合わせもございます。いろいろ生活に困ったというお問い合わせもあって、どこに相談にいったらいいのかというお問い

合わせもあって、そういう相談については各区に相談支援センターがございます、ということも紹介させていただいておりますし、内容によっては区役所で相談くださいという案内もしております。

お問い合わせについては非常に広範多岐にわたっておりますので、これだということ は申し上げづらいですけれども、そういうふうな内容になっています。次に触法障がい者 の関係の案件ということで、今年度、4月以降ということで申し上げますと、定着支援セ ンターからの依頼に基づきまして一緒になって情報提供含めて取り組んだのは1件ござ います。それにつきましては、触法障がい者の方の支援体制を再構築したということに なっております。件数等については以上です。

石田座長：差別解消法のほうは。

春木基幹相談支援センター副所長：差別解消、今年度の取組みといたしまして、まだそれ ほど件数多くはございません。ただ基幹相談支援センターといたしましては、各区セン ター及び区役所からのご相談が6件ございます。ただそのうち正式に支援依頼として私 どもの方に依頼がございましたのは1件です。残り5件については簡単に申し上げます と、新しい法律ができて相談者が相談窓口にこられたので、どのように対処したらいい のかという入口の相談が多くございます。

石田座長：わかりました。ありがとうございます。ご意見あると思いますが、本日の議題 は次の5番目と6番目が中心になっています。

鳥屋委員：触法の中身についても教えてもらう場が必要かなと思います。実際の地域に出 て来られる方はもっと本当はおられると思いますけど、それが基幹センターとして1件 というのは本当にそうかなという気がします。

石田座長：報告の内容の示し方について、今後検討していただきたいということでよろし いでしょうか。内容をもう少し、数値だけではなくてというところですね。

春木基幹相談支援センター副所長：報告の仕方は私ども大阪市の委託事業ですので、大阪 市と協議をして、形状の仕方を考えてまいりたいと思います。

石田座長：意見はあると思いますけれども、次に議題5のほうですね、障がい者相談支援に かかる検討課題について事務局の方でよろしくをお願いします。

吉田障がい福祉課長代理：【資料5】について説明

石田座長：ありがとうございました。今は入所施設の地域移行ということでご説明をいた

いただいたかと思うのですが、この件につきましては岡委員の方から意見書をいただいておりますので、この意見書について簡単に説明していただければよろしいでしょうか。

岡委員：当日になってしまったんですが、大阪市における地域移行支援の再構築を求める意見書ということで提出させていただいております。平成24年度以降、一般相談支援事業に、前身の退院促進事業から地域移行支援事業、国の事業に移行しました。それに伴って大阪市では、福祉局と健康局という2つの局に跨って、精神の地域移行について進めてきました。これまで各区の自立支援協議会であったり地域活動支援センター連絡協議会といった集まって話をする中でいくつか課題が挙がってきておりますので、それをこうした公式の場で少し検討していただけたらなということで出させていただいております。

これまでの経過としましては、退院促進事業に引き続き地域移行支援を推進していくために「大阪市精神障がい者地域生活支援事業検討会議」というものをこころの健康センターが主となって開催しております。ただ、これは地域移行の課題の共有のところにとどまっていて、ここから先、施策の中に入っていくということが、この間、平成24年度以降、平成28年の現在まで確認できておりません。少し局が分かれていることによって、なかなか意見が反映されていかないということは弊害ということで明らかに出ております。再三、地活センターとして今までの退院促進事業を推進してきた部分から、障がい福祉課、障がい支援課、こころの健康センターに再三意見を述べてきておりますが、前向きに検討するというのを聞いてから早や4年が経過しております。この間、何も中身が進んでおりません。

何を要望しておるかという、まず一つは交通費の補助の問題です。これは先ほどの施設からの地域移行からでも出てきていたと思うのですが、精神障がい者の地域移行する場合、入院できる医療機関というのはほとんど大阪府下遠方にございます。国の基準では月2回支援をすれば報酬がいただけるということになってはいますが、月2回の支援では到底退院に向けた支援というのはできません。特に退院間近になってきますと毎週のように病院に訪問して細かいところまで調整していかなければなかなか退院まで行けないというのが事実でございます。そうなってくると、ほとんどの事業所が交通費を持ち出して全部やっついていかないといけない、さらにそこに人件費がかかってくる、それでは採算がとれないということが明らかに見て取れますし、また採算が取れないということは支援の質の担保というのがどんどん薄れていってしまうという現実がございますので、何とかこれを補助できるような体制を見直していただきたい、検討していただきたい。

あとは柔軟な更新基準の策定をお願いしたいという件です。これは従来、今まで行ってきた退院促進事業ですと、半年や1年でなかなか退院にこぎつけるというケースはなかなかございません。概ね現行制度の中では6ヶ月を有効期限として更新が行われています。この中で長期にわたってきたときに、効果的に支援を行うことということで、毎回審査会を通じて支援の中身が問われます。実際に支援をしていくなかで審査会の方で

更新を却下されたというケースも出てきております。ただこれは1年から2年の入院期間の方と、10年以上入院している方の審査基準がまったく一緒というところで、なかなか支援の進捗状況が見えないというところで却下された事例がございます、これは基準としては1本化するのではなく、少し状況に合ったもので変えていくというような中身のものも出していく必要があるのではないかと、通り一辺倒の基準では全ての方がサービスの更新をしていけないということも事例も出てきているのではないかと感じています。なので、そういった基準をきっと出していただきたい。

あとは柔軟な支給決定ですね。退院促進事業と今の地域移行支援の大きな違いは、本人さんと契約を締結してから地域移行支援が始まるということ。退院促進事業のときには本人さんが退院するかどうか分からないような状況で退院喚起の部分をきちんとと行っていく、退院するかどうか分からない人に対して、病院に訪問して、退院について説明したり、地域生活について説明したり、というのが今の国の現行制度の中では報酬単価に含まれません。なかなかそういった前捌きの部分を事前にこなせていない現状では、地域移行の数が増えてこないという現実を否めないのかなと考えています。ここで国の基準等もございますが、柔軟な支給決定ということで、前捌きの、退院の意欲喚起の部分から何とかサービス利用開始をできないか、またそれが難しいということであれば、そういった前捌きの部分であったり退院後のフォローアップであったりとかが大事なところ、大阪市単一の事業を作っていただきたい。これも他の都道府県では、岡山市、東京都、横浜なんかでは、きちんと地域移行支援部会というのを自立支援協議会の中で作りまして、その中で市町村が行うべきことと国の制度を使って行うべきことを整理して作って行ってます。これも国の厚労省の研修等では資料として出てきておりますので、大阪市としてもぜひ地域移行支援部会というものを作りまして、地域移行支援の中身についての検討をしていただきたい、また部会の策定が難しいということであれば、区障がい者相談支援センターのあり方、計画相談支援のあり方、移動支援のあり方、触法障がい者のあり方ということであり方検討会等が作られて中身の検討がされています。ただ地域移行支援については24年度以降、検討する場も設置されていない。

ぜひともあり方検討会を設置して、この地域移行支援事業の検討の場というものを作っていただきたい。以上です。

石田座長：ありがとうございます。この地域移行の件につきましては、資料の8-2の1ページ2ページにも障がい福祉計画の進捗状況というところで配布されておりますので、また見ながらでもご意見いただけたらと思います。岡委員の意見と併せて何か意見・質問ありますか。

船戸委員：古田委員と同じ意見なんです、地域移行というのはこれから非常に大切になってきますので、見える化できる、いわゆる障がい別に、どれだけ移行したか、どこに移行したのか、自宅に帰ったのかグループホームに行ったのか、それはぜひ見える化してください。そうするとものすごく参考になる。こういう方々が帰れたんだな、こうい

うところに帰れたんだなとわれわれが理解できますので、次回からそういうデータを出していただけるとうれしいです。

石田座長：ご意見として、今後の資料としてよろしく申し上げますということです。

古田委員：地域移行の内訳、事前に聞かせていただいていたんですけども、グループホーム16人、家族同居11人、一人暮らしが9人と聞いたんですけども、この家族同居11というのも結局高齢の親の元に返してたらダメやと思うんで、その辺追跡調査をする必要があると思います。

それと意見ですけども、地域移行、この間、何も取り組めていない、大阪市として、確か蔵野さんがまだ係長の時代に地域移行の検討会をやっていた覚えはあるんですけども、それ以降、ほとんど、調査と課題検討ばかりで、なんら具体策を検討しようとしてこなかった。特に個別給付化になって移行、さらに先細りをしている。行政の関与が薄れたこともありますし、相談支援がかなり多忙になってしまった、あるいは報酬が低いということでそういうふうになっていて、この状態を何とかしていかないといけない。今、このご時勢、何十年も施設や病院に何のアプローチもなく過ごさざるを得ないというのは差別解消の考え方からしても、合理的配慮の不提供だろうといえるような状況です。ので、ちょっと何とか具体的な取り組みを検討していただきたいと思っています。

今、精神科病院からの退院促進も毎月検討会をやっているようなんですけども、今日は全然その報告もないというのは、局同士がやっぱり分かれているから、こころの健康センターは健康局ですか、で福祉局が支援センターとか地活センターの担当となっているので、連携がうまいこといっているとは思えません。各課が何をやるのかとか、具体的にどう協力していくのかということを決めていかないといつまでたっても課題検討のままとなる。

具体的な取り組みの提案としては、まず体制をどう作るのか、各区から施設や病院に入っている人を何人ずつ入っているのか、どこにしているのかを市で示していく。今住吉区でも取り組みを始めているんですけども、それを各区の協議会に依頼して訪問していく、まず状況把握、意向把握を行っていくような取り組み。

それから何十年も入っているような人にとっては外に出たいということすら怖かったり、全然地域の生活がイメージできない、介護を受けられることもイメージできないので、いきなり事業所見学ではなくて、何回か町に出て楽しみませんか、外の空気吸いませんかということからスタートするので、これは契約前のために保証がされない、そこを移動支援または地域移行の市の取り組みで保証していただきたいなと思っています。

今地域相談支援27ヶ所で一般相談支援で取り組みましたと言ってますけども、これも事前に聞いたら区のセンターが8箇所、地活センターが7ヶ所、その他指定一般が12ヶ所と伺いました。これもいきなり指定相談支援事業が地域移行に取り組めるのかということ、なかなか難しい、いろんな経験、制度の知識、生活作りの支援ですから、なかなかその辺が難しい、これに対してケーススタディと書いてますけども、座学で果たしてや

っていけるようなものと思えない。一緒に区の協議会の中で慣れたところと一緒に動いていけるような仕組みを作っていただきたい。

それから後は報酬の問題としては、契約前の初動期の取り組みに対する報酬ですとか、さっき言われてた交通費補助、6ヶ月制限とか、体験日数も15日制限のままです。その辺に対して国に対して意見を言っていくとともに、市としても国が動かなかつたらこの部分は手当てしようかというあたりも、検討いただきたい。

そういう課題を具体的にどうするのか、決めていかないといけないところですが、まだこの地域移行の報告では、最後のところでは課題の具体的な整理を進めるとなっています、もうこれ以上課題検討していても仕方がない、やめていただきたい、具体の取り組みを何をどうするのか、そこに踏み込んでいくためにこの秋にはワーキングを作る、部会を作る、あるいはそれが難しいというなら、公式な会議が難しいというならあり方検討会でもいいですから、必ずこの秋に設置をして検討を進めていただきたい。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。岡委員の意見と重なる部分がありますので、ここで一度事務局の方にご意見いただこうかなと。一つは移行後の調査も必要ではないかと、これは今後意見としてお願いしたいということですね。あと具体策ですね、システムづくりということについて、あるいはあり方検討会等の具体的な会議の設置というところで、精神の方が入っていますのでこころの健康センターの方から回答をお願いしたいと思っています。

松本こころの健康センター副主幹：岡委員の方の意見書を見させていただきました。精神科の患者さんの地域移行ということで、こころの健康センターを中心に、各区の精神保健福祉相談員とともに、あと事業所ですね、地域移行をさせていただいております。その中で、課題は明確になっているんです。先ほど岡委員が言っていただきましたとおり、交通費問題、精神科病院が遠隔地にあるのに、その交通費については本人負担であったりとか、事業所が負担しているというような課題があると、私たちも感じています。それにつきましては国のほうに福祉局とともに要望をさせていただいているところです。

最後の柔軟な支給決定というところになりまして、精神科病院からの地域移行をしながら感じるところですけども、やっぱりなかなか地域移行支援という個別給付に繋がらない人たちが、精神科病院の中にもたくさんいらっしゃいます。その方たちがなぜ繋がらないかといいますと、やっぱり長期入院していて退院意欲というところが薄れてきてしまいますし、家族が長期で入院されているのであれば、生活を変えたくないというような家族からの反対もあるということで、かなり本人さんが、退院の支援をしてくださいますという手は挙げにくいというような状況になっているということで、本当にその地域移行支援につなげる、というか退院を本人が退院したいと言うまでの支援が必要と思っています。それは精神科病院だけではなく、施設入所されている方についても同じことかなと思っていますので、こころの健康センターでは検討会議を行い、委員さんの意

見をお聞きしながら、事業を行っておりますけれども、先ほど問題点として出させていた
だきましたとおり、できましたら、自立支援協議会の中の一つとしてワーキングなり、
あり方検討会としてこの課題も検討していけたら良いのかなと思っているところです。

吉田障がい福祉課長代理：岡委員の方からいただいている交通費の補助について、こころ
の健康センターからお答えさせていただいておりますけれども、施設からの地域移行につき
ましても同様の課題であると考えています。また柔軟な支給決定というところにつきま
しても、いわゆる前捌きとおっしゃっていただいている、そういうものが必要であると、
したがって、東京ですとか横浜市が市の役割として独自に事業といいますか、地域移行
の仕組みを作っているということをお願いしております。この点につきましては国に要
望もしておるんですけども、市の施策ということで申し上げますと、財源の問題もござ
いますことから、今こうしていくということは申し上げられませんが、東京・横浜も含
めて、他都市のほうがどういう問題にぶち当たっていて、どう解決しているのかという
ことについては、しっかり調査といいますか、確認して、どういう事業をしておられる
のかを研究させていただきたいと思っています。

柔軟な更新基準の策定ということでもあります。どうしても国のほうで6ヶ月、2回目の
更新時には審査をするということになっていきます。明確な基準づくりとおっしゃって
いただいておりますが、なかなか個別のケースになってまいりますので、本当にそれを作
っていただけるかどうかということについてはお答えできないんですけども、いずれにし
てもできるだけ簡素化といいますか、大変ご負担になっているという声はお聞きしてい
ますので、これは考えていきたいと思っています。

船戸委員の方からと古田委員からもいただいております40件の内訳ですとか、27件
の内訳、この資料でお示しできておりません。全くご指摘のとおりですので、地域移行の
移行先ですとか、どういったところが支援をしておられるのかとか、そういう数字はし
っかりと統計をとってお示しをさせていただきたいと思っています。

同様のご意見をいただいております。体制の確保をしっかりしていけないといけない、
施設に何年も入っている、いきなり体験利用というのはしんどいんじゃないのか。様々
な体験利用もごございますし、地域移行のメニューもごございます、できるだけ柔軟な組み
合わせでできる部分はそれに対応していけないといけないと思っていますけれども、先
ほどの前捌きのところもございましたけれども、そこは我々として研究をしていかなけ
ればならないと思っています。

何より、ご指摘をいただいております部会を、ワーキングを、あり方検討をと言われて
います。これまでの大阪市の取り組みの不十分なところについてはしっかりと反省をし
まして、できるだけご意見をいただく場をつくって、秋ということをお願いしておら
ますけれども、しっかりご意見をいただいて地域移行について、良い仕組みづくりを作
っていただけるように検討をさせていただく場を設置していきたいと思っておりますので、その際
にはぜひ委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。以上です。

石田座長：ありがとうございました。

岡委員：他都市の取組みですけれども、資料いろいろ見てもらったら分かると思いますが、特段新しいことではないんです。元々大阪市・大阪府が退院促進時代に取り組んできたことを、他の他都市ではそのままやっています。その資料を見たときにがっかりしました。なくなったのは大阪市だけであるという現実が。だから特段調査してよりも、今まで培ってきたノウハウを反映していくことをしていけば他都市を同じことができると思いますので、そんなに時間をかけて調査してどうこうという話ではないと思います。

吉田障がい福祉課長代理：調査に時間をかけるということではございません。他都市が、どうやっておられるのかを参考にさせていただきたいだけです。先ほど財源の問題と言いましたが、交通費の問題とか柔軟な支給決定とかが、横浜市や東京が単独事業としてやっているのか、なんらかの財源があるのか、その辺は把握しておりませんで、しっかり把握していきたいと思っております。財源の問題は非常に大切で厳しい問題ですので、しっかり見極めて対応していかなければならないと思っております。

古田委員：この間府とも話をしているんですけども、府も退院促進の検討会をかなりやっていますよね、で困っているのは大阪市がやっぱり動いて欲しいという思いをかなり強く持っていて、泉州に千人以上大阪市から入院していますよね、大阪市が主体的にどう動くかがないと府下全体が停滞してしまうんです。施設も同じ問題があります。大阪府には施設も退院促進も頑張ろうと今していますので、大阪市もここで立ち止まるのではなくて、具体的な取組みをこうしますということを打ち出していくということが求められていますので、この秋からぜひともよろしく願います。

石田座長：具体的にできることは部会を作ることによろしいですかね。

吉田障がい福祉課長代理：はい。

鳥屋委員：実際に地域移行取り組んでみてのところでの報告ですが、精神の方で取り組むときに、私たちのところでも支援員は2人体制、それはやっぱり大阪市内から病院にその人を迎えに行く、で実際に来てもらう、で取り組みをする、また送っていく、また帰ってくるという2往復、本当に丸1日かかりであるということ。そういうことと、実際に地域移行の対象の方はやはり1人だけだと関係性がしんどくなったときに、1人だとそのあと続かないということもあるんで、そういう意味でも2人体制をとっていた。そうすると2人体制で最低月2回の取組みを、2週にいったんなんてあつという間に来ます、それは本当に大変なものです。交通費の問題もそうですけど、月2回の取組みで報酬ということになっていて、その方しんどくなると月2回できない、月1回だけが何ヶ月も続くことあって、そうするとその間無報酬ということで、その辺柔軟な加算にするとか

も必要かと思えます。

1人の方が地域移行しますと、その後その方が地域で定着できるようにとの取組みも始まるので、1人の方の地域移行が終わったらまた次の方とはなかなかいかない。1人の方の地域移行がどれだけ大きなことかということと、そんなに次から次へとやっていけないということを考えますと、実際に地域移行をする指定一般相談支援事業所数、それは特定相談支援の方と合わせて指定を取っているということだと思えるんですけども、なかなか事業所の数の割には実際にやるところをどう増やしていくのかはすごく大きな課題だと感じました。

あともう一つ身体の方の地域移行でいくと、例えば実施に施設から地域に出て行くときに、介助ということでは施設入所支援から重度訪問介護に切り替えていくということ、それは区保健福祉センターが知っていますので、その日に照準を合わせて支給決定の切り替えということは柔軟にできるんですけども、福祉用具、全身性の身体障がい者であれば補装具、日常生活用具、補装具というつまりベッドですね、ベッドは施設のベッドを持って来るわけにはいかない、で言えばベッドがいる、そこから移動するためのリフトがいる、入浴に関してはシャワーチェアがいる。そういった福祉用具なんかは、出てきてその住民票がとれて、そこに住んでるということで、支給申請ができて決定があって、そこに福祉業者がからみますので、決定が出ないと業者もなかなか物の発注ができないということで、施設から地域に出るタイミングの、その辺そういう意味の支給決定、地域移行に関する人に関しては、柔軟な仕組みというのは必要だと感じています。

その辺も、検討課題で実際に地域移行したところが、どんな課題があったのか、1つ1つのケース、支給決定されている人は11人、かなり少ないので、この中身がどうだったのか、もう少し分析把握していく必要があったと思えます。

石田座長：はいご意見としてお伺いしてよろしいですかね。財源の問題もありますので、すぐにここでお答えもできないかと思えますが。この件についてはよろしいですかね。実は6番目の地域生活支援拠点等の整備についても関係していますので、こちらに議題をうつっていきたいと思えますので、事務局の方で説明をお願いします。

吉田障がい福祉課長代理：【資料6】について説明

石田座長：はい。この件についてご意見等ありますか。

古田委員：来年までに作らないといけないということになるんですけども、大阪市の方ではですね、もう多機能拠点型というか大規模グループホームみたいな形ではなくて、面的整備型でやっていくという理解でいいのか一つ確認させていただきたいのと、内容を見てみたんですけども、これ今まである制度を並べただけ、またその延長程度でしか捉えていないのかなと見えます。大阪市としての意気込みが感じられない。大阪府でももうちょっと今イメージ図みたいなものを作り始めるところで何とかしなあかんと思ってい

るんですけども、大阪市は取組み遅れていると思います。

先ほどの報告からもでていますとおり、区のセンターや地活センターがかなり厳しい状況になっているのが事実でございます。生活困難ケースとして、重度障がいや行動障がい、医療的ケア、80・50問題といわれますけど、親が80代で本人が50代で緊急対応せなあかんようなケースができています。あるいは触法、虐待ケースですね、そういうケースは受け皿がないとなかなか解決しないんですけども、まだまだ受け皿が足りない、そういうスキルをもった受け皿がないということで、どんどん相談ケースが終結できずにたまっていくというような状態になっています。それを防ぐために、なかなか受け皿を作っていくというのができない中で、職員体制も疲弊してしまう、疲弊してしまうのを防ぐために赤字であっても増配置しないとならないという悪循環に陥っています。これらを解消していくためには受け皿をどう作るかという課題が必要になります。体験の機会や緊急時の受入と書かれているんですけども、体験時のみ、緊急時のみの利用と一時的な対応というふうに考えておられるんやったら、それではダメです。やはり継続して生活できる受け皿が必要です。それから5機能の基盤強化ということでは相談、体験、緊急時、専門性、体制づくりですけども、やはりいずれも行き着く先、解決策はグループホームではないかとこちらでは捉えています。支援の軸となる人がしっかりと常駐する、それで様々な生活困難ケースを受け入れられるグループホームをどう各地域に増やしていくかというようなことが大事ですので、グループホームを育成、研修するような仕組み、立ち上げていくのをサポートしていく仕組みが必要でして、今千葉県グループホーム支援事業みたいなものもありまして、コーディネーターがそのグループホームの立ち上げを支援するみたいなのところもありますのでぜひ検討していただきたい。

それから専門性があるのは、むしろ区のセンターや地活センターにあるのではないかと思いますけども、専門性の中身は研修だけが書かれていますけども、これじゃダメだと思います。やはりそれぞれの障がい特性を理解しながら実際に生活づくりができて、また具体的に支援や環境づくりにアドバイスでき、支援計画を立てられるという力をどう作っていくのかということになります。

地域の体制づくり、コーディネートはですね、書かれているこの5つの機能ですね、これではやっぱり今までの関係機関がちょっとネットワーク作ろうかというだけですかまされるように、非常に薄くて、これでは生活困難ケースは支えきれないと見えます。困難ケースを受けていこうとすると、1事業所、1法人だけでは受けられないので、多法人にまたがってグループホームはどこが受けて、日中活動はどこが受けて、介護はどこがやるみたいな多法人連携型みたいな格好になりやすい。特に緊急時はそうなります。法人間の考え方、自立の考え方、スキルとか差がありますので、その辺の差を埋めていく、あるいは統一していくための「支援の中軸」になるコーディネート機能が必要になる。それは単なる繋ぎ役ではなくて、地域に密着して適切な受け皿を探して、的確な支援方針を打ち出していけるかどうかの方が大事ですので、受け皿づくり拡充と平行してそういう機能をどうしていくのか、それは1人のコーディネーターでできるのか、なかなかできないのであればそれを分担して取り組んでいくような仕組みですね、区の協議会で、

あるいは区のセンターや地活センターで、実際に困難ケースのコーディネート業務に取り組んだ場合に補助できるような仕組みは考えられないか。精神やったら、地活センターが取り組んでいただいたら、そこに対して1件ちゃんと補助する、これ他法人にまたがってかなり調整に動き回らないといけないので、そういう風にどこでもが利用できてコーディネート機能を高めていくような仕組みはできないのか、あるいは区の協議会に補助できないのかというようなことになってくると思います。これも具体的に来年どうしていくんだということが問われますので、これもワーキングあるいはあり方検討会を作って具体策を練っていくことが必要です。それについていかがでしょうか。

石田座長：はいありがとうございます。1つは面的整備型というのは確認してよろしいですね。もう1つはいろいろご意見ありましたが、具体的にどう進めていくのかの今のお考えをお聞かせ願えればと思います。

吉田障がい福祉課長代理：面的整備型か拠点型かというご質問だと思います。大阪市としては現在ある社会資源を有効に活用していくという観点から面的整備型で整備していきたいと考えております。それと、これまでの資料を並び立てただけという厳しいご指摘をいただいております。障がい者施策部の部の中でもこの整備について検討を進めているところですが、資料に落としこめていないところは反省しています。

今後いただいているご意見をしっかりと、ワーキングということでございますけども、ご意見をいただく場を設定しまして、良いものを作って行きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

石田座長：具体的なことはまた別の場で設置しないといけないと思いますので、よろしく申し上げます。

古田委員：地域移行もワーキングを作るし、この地域生活支援拠点も別にワーキングを作るという理解でよろしいのでしょうか。

吉田障がい福祉課長代理：なかなか一緒にというのはどうなんかなというのはあるんですけども、そこは…

古田委員：まあ関連する部分はあると思うんですけども、基本的には退院促進と施設からの地域移行を合わせたワーキングと、地域生活支援拠点のワーキングを別に。

吉田障がい福祉課長代理：別にするかどうかあると思うんですけども、一緒にしてしまうと議論する時間がなかなかないので、ちょっとそれは考えさせていただきたいと思います。

石田座長：そうしましたらこの件よろしいでしょうか。7番目です。区からの意見ということで今回2件あります。

西端障がい福祉課長：【資料7-1、7-2について説明】

石田座長：ご意見ありますか。

船戸委員：セルフプランから計画相談支援にのった場合、新規として扱っていくべきだと考えます。

古田委員：これ前も言ったと思うんですが、これ全区で出していいよということになっているんですか。いつも一部の区だけでねえ。3層5段階の仕組みがつぶされてしまったから、何かおかしくなってしまう。これ働きかけているんですかね。全区でやるように。

西端障がい福祉課長：前回の自立支援協議会でもご意見いただいております、それについては主管の地域福祉課のほうにも伝えているんですけども、基本は全区の議論を踏まえていただくことになってはいますが、それぞれ各区の方で議論いただいて各区が提言していこうというのが前提となっていますので、それについては全市的に地域がどのような課題を抱えているのかを集約することは大切なことだと思いますので、その辺はまた地域福祉課と連携してやっていきたいと思います。

古田委員：何で2区なんですか。地域福祉課がらちあかなかったら、障がい福祉から全区に出してくれと言うてくださいよ。

西端障がい福祉課長：それぞれ各区の取り組みの仕方の状況というのがありますので、そこは区の取り組みも尊重しながらおっしゃっている趣旨を伝えていきたいと思います。

石田座長：ちょっとすぐにお答えできないかもしれませんが、セルフプランは新規とかお考えありますか。

西端障がい福祉課長：国の制度にのっとってやっていかないといけない部分がありまして、大阪市的な状況ではセルフから相談支援に切り替わった場合、そういう視点をもってやっていかなあかんというのは、非常に大切な視点でありまして、そこは国の制度を踏まえながら、取扱いができるかどうかきちんと整理しながら取り組んでいきたいと思えます。

船戸委員：介護保険のケアマネと比べても、相談支援というのは体制が非常にプアですね。

やっぱりそれが推進できるような形の制度にしないと、いつまでたっても医療的ケアのこどもたちが相談支援に結びつかないとかいろんな問題があります。それからこどもの場合は親が見るのが当然というシステムになっていますから、非常に単価が安いし、介護にも結びつかない、移動支援にも結びつかないと、親御さんばかりに負担がかかる制度になっています、ぜひそれは考えてやっていただきたいと思います。

石田座長：ありがとうございます。ご意見としていただきます。

松岡企画調整担当課長：【資料8-1について説明】

吉田障がい福祉課長：【資料8-2、8-3、参考資料について説明】

石田座長：いろいろご意見あると思いますが、時間が過ぎております。最後に北野副座長から簡単にご意見いただいて協議会を終わりたいと思います。

北野副座長：今日の議論を聞いていて、2005年から5年間東京にいて、いろんな委員をさせられて、正直思ったことがある。国は本当に無能無策でほとんど新しい障がい者のアイデアが出せない、お金もない。そういうときに彼らが何を言うかといえば、地域自立支援協議会に期待しております。その次に、拠点施設ができましたらと、ふざけるなど、金出せと、アイデアもない、お金も出さないで、地域自立支援協議会をやれ、それをやった何とかなるやると、一番大事なことは地域で障がい者暮らす方の必要なサービスと相談の質と量、この2つがないと、拠点が1つできて何とかなるとかそれから自立支援協議会ができて何とかなるとかありえないですよ。仕組み全体の、質・量をあげていかないかぎり展開しない。

いろいろ議論したけど、大事なことは1個1個大阪市はしっかりやっていかないといけない。相談支援についても自己評価票作りはったけど、これ形だけやっているんちゃうかとか、本当に意味のあることとして各自己評価がどう活用して、どう研修につながるのかとか、あるいはどういう風に発表するのかとか。

あるいはセルフプランも問題ですよ、セルフプランとは私は自立生活運動をされている方が自分でセルフプランを作るのはいいと思う。でも親が作ったり、事業所が作ってるセルフプランが多い。そんなセルフプランでも何でもない。これは計画相談に変えていかないといけない。そういうときに言われているように新規の扱いとしないとしてもできない。それはやれますよ、それは毎月お金つけたらいいだけやから。そんな国は絶対ノーとは言わないですよ。しっかりお金つける方法を考えたり、セルフプランの実態分析をして、どこがセルフプランを使っている、そのうち変えていかないといけないのは、セルフプランのうちどこを変えていかないといけないのか、そこの分析をしっかりやっていかないといけない。

それと地域移行の岡さんもいろいろな意見をくださった。交通費の補助の問題も大きいけど、特に6ヶ月で終わるとか、それははっきり言えば審査会がうまく機能すれば大阪市の機能してやれるんだから、国が金をつけへんでも、国からうまく金取れる戦略をぜひとも展開していかないといけないし、やっぱり古田さんがおっしゃったとおり、最後は地域移行でグループホームをしっかり作っていかない限り、やっぱりどこでもグループホームをどう展開するのかがなかったら最終的な問題は解決しないと思うんで、グループホームの問題をしっかり考えておいてほしい。

最後にこの委員会できっちりとした議論をしようと思うと数値だけではなくて、必要な中身というか、議論できるような中身を出して欲しいという、記述、表記についても意見出ましたので、各委員の意見を入れていただいて、議論できるようなものができるらなと思いました。

石田座長：ありがとうございます。これで本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

西端障がい福祉課長：本日は長時間に渡り貴重なご意見、ご審議賜りどうもありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえまして検討を進めていきたいと思っておりますので、どうもよろしくお願いいたします。

大森：それではこれもちまして協議会を閉会させていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。